



小さな一歩が未来を救う！わたしたちができる“地球温暖化対策”

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定では、「産業革命前からの気温の上昇を1.5℃に抑えること」が合意され、地球温暖化への対応は国際的に喫緊の課題となっています。地球規模で見たら小さなことでも、私たち一人ひとりができることを地道に積み重ねていくことで、大きな効果を産み出すことができます。お問い合わせは、ゼロカーボンシティ推進室☎421-6767へ。

地球温暖化の“いま”

気候変動に関する国際機関であるIPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、最新の報告書で、世界の平均気温はこの170年ほどで“1.09℃も上昇した”と発表し、このまま有効な対策を取らずにいと、2100年には“最大5.7℃も平均気温が上昇する”と予測しています。本市でも、実際にこの30年間で年平均気温が約1.7℃上昇しており、環境省・気象庁は、2100年には30℃以上の真夏日が東日本太平洋側で約105日と、現在の約2倍になると予測しています。

温室効果ガスをどれくらい減らせばいいの？

人間活動によって排出される二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスにより、地球温暖化が進んでいると言われています。本市では、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す“ゼロカーボンシティ”を宣言しており、その途中である2030年度には2013年

度比で40%削減を目指しています。そのうち、家庭部門では79%削減としており、皆様にもより一層の取り組みをお願いしているところです。

どんなことをすればいいの？

CO₂を減らすには、普段の生活でどのようなことに取り組みばいいのでしょうか。

■例1 一般電球に比べLED電球は消費電力が約85%も低いと言われています。家の蛍光灯を4台LEDに交換すると家庭のCO₂排出量を年間約4.6%も削減できます。

■例2 自家用車を使用する頻度を減らし、公共交通機関を利用することも有効です。バスは自家用車に比べ、CO₂排出量を約45%削減、鉄道は約84%も削減できます。

国では、脱炭素につながるライフスタイルの変革を後押しするための国民運動である「デコ活」を推進しています。できることから構いませんので、少しでもCO₂の削減につながる行動の実践をお願いします。



環境省ホームページ

デコ活アクション～まずはここから～

- デ** 電気も省エネ 断熱住宅
(電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)
- コ** こだわる楽しさ エコグッズ
(LED・省エネ家電などを選ぶ)
- カ** 感謝の心 食べ残しゼロ
(食品の食べ切り、食材の使い切り)
- ツ** つながるオフィステレワーク
(どこでもつながれば、そこが仕事場に)

クーリングシェルターを設置しました

気候変動適応法に基づき、10月22日(水)までの間、熱中症特別警戒アラート発表時の暑熱避難所として一部の民間事業所と公共施設に「やちよオアシス（クーリングシェルター）」を設置しました。クーリングシェルターは熱中症特別警戒アラート発表時以外でも、一時休憩所として利用可能です。また、従来の涼み処も設置しています。詳しくは、市ホームページかゼロカーボンシティ推進室へ



▲市ホームページ

定額減税しきれないと見込まれた人などへ追加で調整給付金(不足額給付)を支給します

6年度に行った定額減税調整給付について、以下の事情により当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付金を支給します。

■対象者1 当初調整給付（昨年、定額減税しきれないと見込まれた人に対し、当該減税しきれないと見込まれた額を、調整給付金として支給）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額などが確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調

整給付額との間で差額が生じた人

・対象者1の例 ①失業や休職等により、令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した人、②こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」が「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」を下回った人、③当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた人

■対象者2 本人及び扶養親族等として定額

減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった人のうち以下に該当する人

・対象者2の例 ①青色事業専従者、事業専従者（白色）、②合計所得金額48万円超の人

■申請方法 8月中旬以降、順次対象の人へ通知を発送する予定です。返送が必要な書類が届いた場合は、申請期限までに〒276-8501 大和田新田312番地5八千代市役所地下1階・定額減税調整給付金グループへ提出してください。

問い合わせは
給付金窓口・コールセンター☎421-6746
(土曜・日曜日、祝日を除く
午前8時30分～午後5時)

夏休みを安全に過ごすために

長期休業中は、子どもたちが事件・事故に巻き込まれやすい時期です。子どもたちが安全に過ごせるように、地域の皆さんの温かい見守りをお願いします。また、家庭での約束事を確認しましょう。

●不審者に出会ったときの対応は？

「いかのおすし」を合い言葉に！「**い**かない・**の**らない・**お**お声を出す・**す**ぐに逃げる・**し**らせる」を合い言葉に危険から身を守る力を育てましょう。また、すぐに110番をしてください。

●不審者情報を配信しています

青少年センターでは、やちよ情報メールと市LINE公式アカウントにて、子どもに対する声掛けをはじめとした不審者情報を配信しています。登録は市ホームページを確認してください。配信の際には、学校から被害児童生徒の保護者に配信の意思、警察への通報状況、配信内容などを確認後、配信しています。また、声掛けなどの事案の場合、被害児童生徒・はつきり刑法犯と認知できない不審者について、個人を特定もしくは推測させるような情報は原則配信していません。

●自転車の運転中における「ながらスマホ」は禁止

スマートフォンなどを手に保持して自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が禁止され罰則の対象となっています。違反した場合6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金となります。その内、交通の危険を生じさせた場合は1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金となります。自転車の危険な運転はやめ、安全に利用しましょう。

●夜間の外出は控えましょう

千葉県青少年健全育成条例により、保護者は特別な事情がある場合を除き、青少年を午後11時から午前4時までの間、外出させないように努めなければなりません。また、保護者の同伴なしに16歳未満の者が午後6時以降にゲームセンターに立ち入ることは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び当該千葉県施行条例により禁止されています。

■青少年相談をご利用ください

青少年の非行や生活の乱れなどの悩みについて、相談をお受けします。助言のほか、必要に応じて関係機関との連携を図ります。電話相談と来所相談（要電話予約）があり、受付時間は月曜日・金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時。お問い合わせは、青少年センター／大和田138-2教育委員会庁舎内☎（483）2842へ

ていても誤作動で車が動いたり燃料がきれてしまう可能性もあります。寝ているから、数分だけという理由で絶対に子どもを車内に置いていかないでください。
車内放置されている子どもを見かけたら警察や児童相談所「☎189（いちばやく）」※24時間365日対応へ通報してください。
（子ども相談センター☎（421）6755）